

「いじめ防止基本方針」

令和3年3月

熊本県立鹿本商工高等学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要であり、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

あわせて、いじめの問題への取組の重要性について地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

2 いじめの定義

法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極める。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こり

うるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえて適切に対応をする。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、直ぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を検討する。

※具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

3 いじめ問題対策会議

(1) 構成委員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学科主任、人権教育主任、情報集約担当者、養護教諭、不登校・中退、発達障がい対策班長、S S W、学校が任用する外部の専門家をもって構成する。

ただし、実際に問題が起きた場合の対応時には、学年主任・学科主任は当該学年・学科主任とし更に担任を加えて構成する。

※情報集約担当者とは、「学校いじめ対策会議」における一元化した情報の窓口として、情報の集約等に係る業務を担当し、毎年4月に校長が任命するものとする。

(2) 組織の役割

各取組が計画通りに実施されるよう、準備段階から進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。取組実施中の様子の記録や実施後の振り返り（教職員・生徒・その他）状況についても、適切に行われるよう助言や支援を行う。

4 本校における年間計画（PDCAサイクルの期間）

(1) 年間の取組について検証を行う時期

①	P l a n	まず前年度3学期に行われる定例会時に次年度の目標を設定し、それを具体的な行動計画に落とし込む。
②	D o	新学期最初の職員会議時に組織構造と役割を決めて人員を配置し、組織構成員の動機づけを図りながら、具体的な行動を学校長が指揮・命令する。
③	C h e c k	定例会毎に構成委員で成果を測定・評価する。
④	A c t i o n	必要に応じて各部署毎に修正を加える。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たなPDCAサイクルを進める。

(2) 「取り組み評価アンケート」、「組織」の会議、校内研修会等の実施時期

※「取組評価アンケート」を7月（第1回）、12月（第2回）をめぐりに生徒を対象に実施し、期末テストの日程等と組み合わせる。集計は長期休業に入った直後に行い、その作業を待って「いじめ問題対策会議」を開催する。その後、職員会議を行い校内研修会等で全ての教職員に「いじめ問題対策会議」での話し合いの結果を伝える。

※年度当初には、教職員の異動等も考えられるため、新たなメンバーによる「いじめ問題対策会議引き継ぎ会」を4月に開催する。その後は、少なくとも長期休業ごとに開

催する。場合によっては、進捗状況を確認する目的で、主要な取組が終わった後の開催や、隔月での開催なども行う。

(3) 未然防止の取組の実施時期

下記にあげる未然防止の取組の他に、生徒の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を踏まえた未然防止の取組を、すべての学年がPDCAサイクルの期間内に少なくとも1回は行う。また、職員研修を学期毎に行い全職員で未然防止等に必要なスキルアップを図り未然防止に努める。

○人権教育

各学年、各学期（6月・9月・1～2月）に一回ずつLHRを実施。その他外部から講師を招いて人権教育い講演会を年1回実施。

○「命を大切にする心」を育む指導プログラム

各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて「命を大切にする心」を育む指導を行う。山鹿市子育て支援課と協力して3年生全員にクラスごと「赤ちゃん交流会」を家庭科が中心となって実施。

○情報モラル教育

毎月の集会時に情報モラル指導を実施。その他、各クラス担任を通じて啓発ポスターの掲示やプリントを配布。外部講師を招いての指導も年一回実施。また、専門教科「情報処理」、「情報技術基礎」の中で情報モラル教育を充実する。

○生徒会活動

4月にリーダーシップの育成を目的に、各部活動のキャプテンを集めて「リーダー研修会」を行う。

○「心のきずなを深める月間」

6月を重点的な月間と位置づけ、様々な取り組みを行うことでお互いのきずなを深める。

○授業改善に関わる取組

各授業担任の評価を6月と11月に生徒全員に実施。集計結果を各教科担任に戻し授業改善を図る。

○職員研修

教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。特にアクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。

○生徒指導連絡委員会

毎月1回以上、生徒の状況に関する情報共有のための会議を開催し、変化が見られる生

徒や支援を必要とする生徒に対して、未然防止の視点からの組織的な対応を検討する。

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

○アンケート調査

無記名形式で6月・9月・11月・1月・3月に実施。悩みを訴える生徒に関しては個別に人権教育推進委員や養護教諭が対応にあたる。いじめられている恐れのある場合には直ちに臨時の対策会議を開く。

○個別面談

各学年共通のチェックリストを学年主任主体で作成し、各学期に必ず1回各担任で行う。3年生の場合は進路指導上の面談とは別の機会を必ず設ける。チェックリストはクラスごとに各学年主任がまとめ、問題があれば直ちに臨時の対策会議を開く。

○相談窓口の周知

年度当初の育友会総会時に学校内の相談窓口やS S Wの紹介をする。また、6月に保護者用プリントを全家庭に配布。生徒には主な相談窓口を抜粋し小プリントにまとめ、通学用バッグのポケットに常備させる。また電話番号をQRコード化しスマホ等に登録させる。

○校内研修

アンケート調査の結果や個別面談の結果等から必要に応じて職員研修を実施する。

5 いじめに対する措置

○実際に「いじめ」問題が発生した時の対応

本校が定める重大事態対応マニュアルに従い早急に対応し、対策委員会で対策会議の開催が必要と判断した時に校長が招集し、組織的に対応方針を決定する。

○発見されたいじめ事案への対応

・被害者への対応

事実関係を直ぐに確認し保護者へ連絡後、担任・養護教諭・人権教育主任・S S Wを中心に心のケアにあたるなどして被害生徒を徹底して守り通す。

・加害者への対応

事実関係を直ぐに確認し保護者へ連絡後、本人が抱える課題や悩みを理解するなど、教育的配慮をしながら毅然とした態度で指導する。これらの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の上行う。

・集団への対応

事実関係を確認したうえで直ちに全校集会を行い説明する。また「いじめは決して許されない」ことを改めて伝え、緊急アンケートを行い実態把握に努める。

○県への支援要請

必要に応じて、県に対して緊急支援員の派遣を要請する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。

（ア） いじめに係る行為がやんでいること

- ・その期間は、少なくとも3ヶ月を目安。
- ・いじめの被害の重大性からさらに長期間の注視期間が必要と判断される場合は、その期間を7ヶ月とする。

（イ） 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認。

上記のいじめが「解消している」状況とはあくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を続けるものとする。

7 重大事案への対応

○重大事態の意味

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

熊本県いじめ防止基本方針に従い、教育委員会を通じて知事に報告するとともに、学校の設置者により学校が主体的となって調査を行うものと判断された場合は調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。自死事案等の重大事態が発生した際は、さらに、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるような措置を講じる。

※熊本県いじめ防止対策審議会における重大事態の調査方法等

県教育委員会は、県立高校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うなどのため、「熊本県いじめ防止対策審議会」を設置する（法第14条第3項）

熊本県いじめ防止対策審議会は、県立高校における重大事態（教育委員会規則で定めるものに限る）に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）

8 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

「学校いじめ対策組織」（本校では「いじめ問題対策会議」）における情報の窓口を一元化するため、情報の集約などに係わる業務を担う担当者を情報集約担当者として設置する。